

税の申告 正しく忘れずに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたり、また、所得証明が出せないこともあります。

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(火)～3月15日(月)

★左の日程表をよくご確認ください。各会場へお越しください。(土日・祝日除く)

問合せ先 市役所税務課
☎22・8106

申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方が収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主(同世帯の方)の申告が必要な場合もあります
- 国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

申告する必要がある方

- 障害者福祉・高齢者福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方(同世帯の方の申告が必要な場合もあります)
- 令和3年度に市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在園する園児(予定も含む)の保護者の方、または、小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方

申告に必要なもの

- 1か所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 令和2年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたは、マイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収入内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に計算した上で申告をお願いします)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書※左ページ「障害者控除」参照)
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)

申告受付日程

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年各公民館などで行っていた出張申告受付は中止し、全日程で敦賀市役所講堂での受付に変更となりました。
※申告する所得の種類や内容によっては、税務署での申告をご案内する場合があります。

市役所会場 時間 9:00～16:00
場所 4階講堂

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/16(火)	西浦・愛発	3/2(火)	松原
2/17(水)	東浦	3/3(水)	松原
2/18(木)	東郷	3/4(木)	松原
2/19(金)	中郷	3/5(金)	松原
2/22(月)		3/8(月)	西
2/24(水)		3/9(火)	西
2/25(木)	粟野	3/10(水)	南
2/26(金)		3/11(木)	南
3/1(月)		3/12(金)	北
		3/15(月)	北

※混雑緩和のため、対象地区ごとに受付日を指定しています。(ご都合がつかない場合は、指定日以外でも申告できます。)
※市HPに対象地区の詳細を掲載していますのでご確認ください。

農協会場 時間 9:00～16:00

受付日	会場	受付日	会場
2/16(火)		3/2(火)	
2/17(水)	粟野支店	3/3(水)	敦賀支店
2/18(木)		3/4(木)	敦賀支店
2/19(金)		3/5(金)	敦賀支店
2/22(月)	東部支店	3/8(月)	
2/24(水)			

※農協では、農業所得の申告をする方のみを対象として受付を行います。
※混雑緩和のため、粟野支店・東部支店については、午前・午後各10組までの受付とさせていただきます。

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、ご利用ください。

- 日時 2/25(木)・26(金)、3/1(月)～5(金)
- 場所 敦賀市役所4階講堂

申告される方へ

・市・県民税、国民健康保険税は、郵送での申告が可能です。混雑緩和のため、できる限り、郵送での申告をお願いします。

・来場の際はご自宅で検温いただき、37.5℃以上の熱がある方や体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

・来場の際は、必ずマスクを着用してください。

・休日の翌日や午前中は混雑が予想されますので、その他の日時の来場を推奨します。

税務署からのお知らせ

税務署では、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じて、申告の受付を実施します。例年と一部異なる対応となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

自宅型e-Tax申告のお願い

税務署の申告会場は、例年三密状態となります。税務署に足を運ばなくても送信できる自宅のパソコンやスマートフォンを

使用した「マイ」申告をぜひご利用ください。申告には2種類の方法があります。

- ①マイナンバーカードを使って送信
- ②マイナンバーカード、ICカードリーダーライタまたはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン
- ③IDとパスワードで送信
- ④ID・パスワード(お持ちでない方は、事前にお近くの税務署にお越しください。その際、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。)

申告会場の開設期間と入場整理券方式の導入について

税務署の申告会場の開設期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。受付期間：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

令和2年分確定申告会場への入場については、混雑緩和を図るため、**入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要**です。入場整理券の取得は2種類の方法があります。

- ①敦賀税務署で当日配付します。
- ②「国税庁のLINE公式アカウント」から事前発行できます。

LINE登録はこちらから



事前申告相談の受付

確定申告をすることにより税金が還付される方を主な対象とし、2月1日(月)から申告相談をお受けします。この場合も入場整理券の取得が必要です。

介護保険を利用されている方などは税の申告で次の控除を受けることができます

社会保険料控除

対象：令和2年中に支払った介護保険料

申告には、介護保険料の領収証書等、支払額の方が必要となります。65歳以上の方で、納付書により納付され領収証書を紛失された方、口座振替により納付された方は、市で納付額証明書を発行します。(年金天引きの方は、日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送られます。)

障害者控除(障がい者控除対象者認定)

障害者手帳等を持っていない方も、市の認定を受けて障害者控除を受けることができます。

対象要件：65歳以上で、要介護2以上の認定者

※要支援2・要介護1の方も対象になる場合があります。
※認定書の発行には1週間程度かかります。

医療費控除

対象：令和2年中に支払った介護費用等

①介護保険サービスの自己負担額の一部

(高額介護サービス費などの払戻し分は除く)

申告には「医療費控除対象額が記載された領収書」が必要となります。領収書に関しては、サービス事業所にご確認ください。

②要介護認定を受け、おおむね6か月以上寝たきり状態にある方のおむつ代

(介護用品支給券での補助分は除く)

申告には「おむつ代の領収書」と「おむつ使用証明書」等が必要となります。

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、主治医から「おむつ使用証明書」の発行を受けてください。(2年目以降で一定の要件を満たす方については、市で確認書を発行します。)

問合せ先 長寿健康課 ☎22-8180

